

知つて
おきたい

みんなの年金ガイド

国民年金保険料は口座振替がお得です

次の年金相談
令和8年3月5日(木)
完全予約制

■国民年金保険料の口座振替（国民年金前納割引制度）について

国民年金保険料は、一定期間の保険料をまとめて前払い（前納）することができます。

前納は、支払方法に応じて保険料の割引が受けられ、口座振替の場合は、最大の割引を受けられるほか、保険料の納め忘れを防ぐことができます。

保険料の納め忘れや未納の状態で、万一、不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合があります。

※国民年金保険料の一部免除を受けている方は、口座振替での前納をご利用できません。

※納付書での前納を希望する場合は専用の納付書を発行する必要があるので、函館年金事務所にお問い合わせください。

■口座振替前納による割引額（令和7年度分）

振替方法	1回あたりの納付額	割引額	2年分に換算した割引額	振替日
2年前納	408,150円	17,010円	—	4月末日
1年前納	205,720円	4,400円	8,800円	4月末日
6か月前納	103,870円	1,190円	4,760円	4月末日 10月末日
当月末振替	17,450円	60円	1,440円	当月末
翌月末振替	17,510円	なし	なし	翌月末

◆令和8年度分の保険料割引額および保険料の振替日等については、変更される場合があります。

○申込方法

- マイナポータルを経由して「ねんきんネット」から手続きまたは書面（窓口・郵送）による手続き

○申込期限（令和8年度分）

- 2年・1年・6か月前納の申込期限は、令和8年2月末日までです。
申込期限は日本年金機構での事務処理完了の期限ですので、必ず余裕をもってお申込みください（期限経過後に申込む場合は、翌年度分から振替となる場合があります）。
- 当月末振替および翌月末振替の申込みは、随時受付しています。

○必要書類

- 金融機関の届出印、基礎年金番号通知書や年金手帳など基礎年金番号が確認できるもの、金融機関の預貯金通帳（口座番号などの記入時に使用します）

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先 請求手続きや届け出など ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

函館年金事務所
・加入手続きや納入相談など（国民年金課）
・障害年金の請求手続きなど（お客様相談室）

☎ 0138-31-9086

※アナウンスに従いおかけください。

役場窓口
住民生活課社会係
熊石総合支所住民サービス課

☎ 0137-62-2112

☎ 01398-2-3112

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。